岐阜県
　本巣市
静岡県
　牧之原市
三重県
　伊勢市　鳥羽市　志摩市　伊賀市
滋賀県
　多気町　大台町
　北牟婁　紀北町
　南牟婁　御浜町
　高島市
京都府
　日野町
　蒲生
大阪府
　京都市　亀岡市
兵庫県
　茨木市　和泉市
奈良県
　豊能町　豊能郡
和歌山県
　神戸市　姫路市　明石市　洲本市　赤穂市　三木市　小野市　三田市　加西市　篠山市　養父市　南あわじ市　淡路市　宍粟市　加東市
　有田
　日高　湯浅町　広川町　有田川町
　日高町　由良町　印南町　みなべ町　日高川町
　西牟婁　白浜町　上富田町
　宇陀　出雲市
島根県
　仁多　奥出雲町
岡山県
　岡山市　津山市　備前市　赤磐市　美作市
広島県
　英田　西粟倉村
徳島県
　三次市　庄原市
　吉野川市　美馬市　三好市
　勝浦　上勝町
　名東　佐那河内村
　名西　神山町
　美馬　つるぎ町
香川県
　高松市　観音寺市　さぬき市　東かがわ市　三豊市
　小豆　土庄町　小豆島町
　木田　三木町
愛媛県
　綾歌　綾川町
　仲多度　多度津町　まんのう町
　今治市　大洲市　西予市　東温市
高知県
　喜多　内子町
　安芸　室戸市　四万十市
　東洋町　奈半利町　安田町　北川村　馬路村
　土佐　大川村
　吾川　仁淀川町
福岡県
　高岡　佐川町　梼原町
　柳川市　八女市（旧八女市並びに旧八女郡黒木町及び立花町の区域に限る。）　大川市　みやま市
佐賀県
　唐津市　伊万里市　鹿島市
長崎県
　西松浦　有田町
　長崎市　佐世保市　諫早市　大村市　壱岐市　雲仙市　南島原市
　東彼杵　東彼杵町　川棚町
熊本県
　下益城　美里町
　玉名　玉東町　南関町　和水町
　菊池　大津町　菊陽町
　阿蘇　小国町　産山村　西原村
　上益城　御船町　甲佐町　山都町
　葦北　芦北町
　球磨　錦町
　天草　苓北町
大分県
　竹田市　杵築市　宇佐市　豊後大野市　由布市
　玖珠　玖珠町
宮崎県
　都城市　日南市　串間市　えびの市
　西諸県　高原町
　東諸県　国富町
　児湯　木城町
　東臼杵　諸塚村
　西臼杵　日之影町
鹿児島県
　鹿児島市　鹿屋市　枕崎市　指宿市　西之表市　薩摩川内市　日置市　曽於市　霧島市　南さつま市　志布志市　奄美市　南九州市　伊佐市
　鹿児島　十島村
　薩摩　さつま町
　出水　長島町
　曽於　大崎町
　肝属　錦江町　南大隅町
　熊毛　中種子町　南種子町　屋久島町
　大島　徳之島町　天城町　伊仙町

備考
　この告示に掲げる区域は、平成二十七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第七百四十七号

　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十七年三月十八日農林水産省告示第六百十四号（平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

　平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　裕

「木曽　南木曽町
下高井　野沢温泉村　を
上水内　飯綱町」

「木曽　南木曽町
北安曇　白馬村　小谷村
下高井　野沢温泉村　に改める。
上水内　小川村　飯綱町」

○農林水産省告示第七百四十八号

　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十七年三月十八日農林水産省告示第六百十五号（平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件）の一部を次のように改正する。

　平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　裕

「北安曇　小谷村」を削る。